# 静岡県グリーン・ツーリズム協会西部支部規約

(名称)

第1条 本会の名称は、静岡県グリーン・ツーリズム協会西部支部(以下、支部という。) とする。

(目的)

第2条 この支部は、西部地域の農林水産業体験施設、直売所、農林漁業体験民宿等が相互 に連携し、静岡型グリーン・ツーリズムを推進するとともに、消費者の農業生産な どに関わる理解と農業や食生活についての情報交換などを促進し、農林業の振興を 図ることを目的とする。

### (事業)

- 第3条 この支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 西部地域のグリーン・ツーリズムの推進に関すること。
  - (2) グリーンホリデーキャンペーン事業の実施に関すること。
  - (3)消費者と生産者の交流会
  - (4)会員への研修・講座の実施。
  - (5) その他目的達成のために必要なこと。
- 第4条 この支部は、静岡県グリーン・ツーリズム協会に所属する西部支部の会員及び賛助 会員をもって構成する。

(役員)

第5条 この支部に次の役員を置く。

支部長 1名 副支部長 1名 会計 1名 監事 2名

- 2 役員は、会員の互選により選出する。役職については、役員の協議により決定する。
- 3 役員名簿は、別表のとおり。

## (役員の職務)

- 第6条 支部長は支部を代表し、会務を統括する。
  - 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。
  - 3 会計は、会の経理を担当し、その事務を行う。
  - 4 監事は、会計を監査する。

## (役員の任期等)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

## (総会)

- 第8条 総会は支部長が招集し、議長は支部長が務める。
  - 2 支部の議決は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は支部長 の決するところによる。
  - 3 総会は次の事項を審議し、決定する。
    - (1)事業の活動計画に関すること
    - (2)予算及び決算に関すること
    - (3) 規約の制定及び改正に関すること
    - (4) 役員の選任及び解任に関する事項
    - (5) その他支部長が必要と認められること

### (役員会)

- 第9条 役員会は支部長が必要と認めたときに招集し、議長は支部長が務める。
  - 2 役員会は役員により構成されるが、支部長が必要と定めた場合は役員以外も参加する ことができる。
  - 3 役員会は次の事項を審議し、決定する。
    - (1)総会に付議すべき事項
    - (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
    - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (部会)

第10条 支部には、必要に応じて部会を置くことができる。部会長は、支部長が会員の中から指名する。

## (事務局組織)

- 第11条 支部に事務局を置く。事務局は、支部長が所属する施設に置く(別表)。
  - 2 事務局の運営に関し必要な事項は、役員会において定めることができる。

### (会計年度)

第12条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (経費)

第13条 この支部の経費は、本部事務局より助成される支部活動費、助成金、自己負担金 及びその他収入を持って充てる。

## (雑則)

第14条 この規約に定められているもののほか、必要な事項は支部長が別に定める。

付則 この規約は、平成15年4月1日から施行する。 平成19年5月22日、第4条~14条一部改正